

Title	フランス親子関係法における自然子の権利の保障の変遷
Sub Title	L'évolution des droits des enfants naturels dans la filiation française
Author	山田, 美枝子(Yamada, Mieko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.1 (1996. 1) ,p.369- 397
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	向井健教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960128-0369">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960128-0369</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## フランス親子関係法における 自然子の権利の保障の変遷

山田美枝子

- 一 はじめに
- 二 フランス親子関係法等における自然子の権利の保障の変遷
  - (一) フランス親子関係法等の変遷の概要——自然親子関係を中心とするナポレオン法典以降一九九四年に至る改正
  - (二) 自然子の権利の保障の変遷——自然親子関係立証における任意認知から科学的証明への展開
- 三 終わりに

### 一 はじめに

最高裁大法廷は、非嫡出子の相続分が嫡出子のその二分の一であることを定める民法第九〇〇条第四号但書前段の規定は法の下での平等を定めた憲法第一四条に違反する等として申立てられた遺産分割の審判の特別抗告審において、平成七年七月五日、「本件規定の立法理由は、……法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を<sup>(1)</sup>図ったもの<sup>(1)</sup>と解され……、本件規定は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法一四条一項に反するものとはいえない。」<sup>(1)</sup>として合憲判断を示

し、規定通りの遺産分割を命じた東京高裁決定（平成三年三月二十九日・判タ七六四号二三三頁）を支持し、非嫡出子側の特別抗告を棄却した。明確に「違憲」を主張し原決定を破棄すべきとする反対意見及び規定の合理性に疑問を呈する補足意見を含んだ判断であり、合議の過程における論議の多様さを象徴する決定となった。一方、本決定が、「相続制度を定めるに当たっては」、その国の伝統、社会事情、国民感情、家族観、婚姻ないし親子関係に対する規律等を総合的に考慮した上で、「立法府の合理的な裁量判断にゆだねられている。」として、立法政策に問題を預けていることは注目される。一九九四年七月に公表された「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」<sup>(2)</sup>では、本件規定の但書の削除が提案されており、相続について嫡出子と非嫡出子の平等化の方向が示されている。試案とは異なる方向を示している本決定が、今後の改正審議に対して何らかの影響を及ぼすことになるのか関心がもたれる。

本稿では、こうした日本の現状を踏まえた上で、日本の非嫡出子法の今後の方向を探るための一つの手掛かりとして、フランス親子関係法等における自然子の権利の保障の変遷について考察したいと思う。

## 二 フランス親子関係法等における自然子の権利の保障の変遷

フランスでは、婚姻数が減少傾向にある（婚姻件数は、一九七〇年には約三十九万四千件であったが、一九九二年には約二十七万二千件。婚姻率は、一九七〇年には七・八％であったが一九九二年には四・七％<sup>(3)</sup>）のに対して、自由結合（Union libre）は、年齢・職業に関わりなく依然として増加傾向にある。婚姻外の子の数は、一九八〇年には出生した子の約一一％であったが、一九九二年には三分の一弱に達した<sup>(4)</sup>。今日のフランスでは、自由結合は「婚姻に対する、法的に一層柔軟であるような一つの代替的選択肢」<sup>(5)</sup>とされ、家族形成において婚姻と競争し始めている<sup>(6)</sup>。同棲当事者は、判例上・法律上様々な権利を認められるに至り<sup>(7)</sup>、婚姻外の子も、次第に家族及び社会に受け入れられる存在となっている。

今日のフランス法における親子関係は、従来からの①「嫡出親子関係 (filiation legitime)」、②「自然親子関係 (filiation naturelle)」、③「養親子関係 (filiation adoptive)」とは別に、「人工生殖による親子関係 (filiation artificielle)」<sup>(8)</sup>が加えられる。他に、これらより関係が明瞭でない「援助金の債権 (créance de subsides)」上の関係が存在するが、これは、親子関係の可能性がある関係である。「嫡出親子関係」は、周知のように、最も多くの場合、婚姻に基づくものである。「自然親子関係」は、婚姻外で生じた非嫡出親子関係であるが、加重情状として、懐胎時に両親の一方が第三者と婚姻中であつたという姦通性、父母間に親族を理由とする婚姻障害が存在するという近親相姦性も含む。「嫡出親子関係」と「自然親子関係」とは、「肉体的な親子関係 (filiation charnelle)」<sup>(9)</sup>と呼ばれる。「養親子関係」は、自由意思による行為に基づいて判決によって創設されるが、原則的形態である「完全養子縁組」と例外的形態である「単純養子縁組」とに区別される。また、「援助金の債権」上の関係は、懐胎期間中に母と親密な関係を有し父子関係が存在する可能性のある男性に対して子に認められる特別な制度に基づくものである。近年は、「嫡出親子関係」を中心とする従来の法制に対して、「自然親子関係」及び「養親子関係」の相対的重要性が増すとともに、人工生殖による親子関係が注目されている。<sup>(10)</sup>フランスでは、親子関係についても、離婚<sup>(11)</sup>と同様、多様化の現象が現れている。本来的には、親子関係に関する基本的な問題は、「嫡出親子関係」と「自然親子関係」との間に存する。<sup>(12)</sup>両者間の関係は、一九七二年一月三日の法律第三号<sup>(13)</sup>によって大きく修正され、階級制から平等性へと移行した。その後二〇余年を経て、一九九三年一月八日の法律第二二号<sup>(14)</sup>は、民法典を「子どもの権利に関する条約」(日本の政府訳では、「児童の権利に関する条約」)に調和させるため、一九七二年法に由来する規定を改め、両者の平等化をさらに押し進めた。

以下、平等化への変革を着実に重ねてきたフランス親子関係法等について、ナポレオン法典原始規定以降、最近の一九九三年法・一九九四年法の改正に至るまでの変遷を、一九七二年法による全面的改正を中心として、「自然親子関係」に焦点を当てて概観し、自然子の権利の保障の変遷を考察したいと思う。(以下、( )内の規定は、述べられてい

る法律の時点におけるフランス民法典の規定を表している。）

(一) フランス親子関係法等の変遷の概要——自然親子関係を中心とするナポレオン法典以降一九九四年に至る改正

1 ナポレオン法典原始規定<sup>(16)</sup>

《嫡出親子関係》

「婚姻中に懐胎された子は、夫を父とする。」と規定され、夫による否認の訴え (action en désaveu) は原則的に禁止された。否認の訴えの許否に関しては、まず、法定の懐胎期間中に出生した子については、夫婦が、子の出生前三〇〇日～一八〇日の期間、物理的に同居が不可能であった場合にのみ許される。性的不能、妻の姦通も否認理由とはならないが、後者については子の出生が夫に対して隠されていた場合は否認理由となる。次に、婚姻後一八〇日以内に出生した子については、夫が懐胎を知っていた場合、出生証明書に署名した場合等は否認できない。さらに、婚姻解消から三〇〇日以内に出生した子については、嫡出であるが、否認することは可能である。否認の訴えは、原則として、出生から一カ月以内に提起されねばならない。

嫡出親子関係の証明は、身分登録簿に登簿された「出生証書」又は父母双方について存在する「身分占有 (possession d'état)」<sup>(17)</sup>によって行われる。「身分占有」が、出生証書に合致すれば、いかなる者もその「身分占有」を有する者の身分を争うことができない。

なお、嫡出子の親権は、父母の婚姻中は、父が単独で行使する。

《自然親子関係》

自然子間で、婚姻関係にない独身の男女の間に生まれた「単純自然子 (enfant naturel simple)」<sup>(18)</sup>、少なくとも父母の一方が婚姻中であるが、その配偶者以外の者との間に姦通によって生まれた「姦生子 (enfant adultérin)」<sup>(19)</sup>、婚姻障

害に該当する血族又は姻族の関係にある者を父母として生まれた「近親子ないし乱倫子 (enfant incestueux)」の區別がなされる。自然親子関係の成立は、父・母の認知(任意認知)若しくは父・母に対する搜索の訴え(強制認知)による。しかしながら、認知は、単純自然子に対しては認められるが、姦生子及び近親子に対しては禁止される。また、婚姻前の単純自然子を、婚姻中に認知しても、妻及び嫡出子の権利を侵害することはできず、婚姻解消後も嫡出子が存在する限り同様に扱われる。父子関係の搜索は、自然子全てについて禁止され、母子関係の搜索は、姦生子及び近親子について禁止される。また、準正は、単純自然子についてのみ、「婚姻による準正 (légitimation par mariage)」を認め、姦生子及び近親子については、これも認めない。

相続に関しては、単純自然子は認知されてもその父の相続人ではなく、嫡出子であったなら有したであろう相続分の三分の一(嫡出子が存在する場合)又は二分の一(尊属又は兄弟姉妹が存在する場合)又は四分の三(兄弟姉妹以外の傍系血族である相続人だけが存在する場合)に等しい権利を取得するに過ぎず、この割合を超える贈与や遺贈は認められず、相続人不在の場合にのみ全相続財産を取得する。姦生子及び近親子は、これらは認められず、親子関係の事実を立証して、相続財産に対して扶養料請求をなすことしか認められない。

自然子の親権について、原始規定は一般的規定を設けず、父母双方が認知した場合の親権行使者を明文で規定していない。

このように、原始規定においては、「嫡出親子関係」と「自然親子関係」とは厳格に区別され、嫡出親子関係については殆ど自動的である強力な推定が働き、原則として否認の訴えが禁止される一方、自然親子関係についてはその法的確認に対する制約が顕著であった。その上、嫡出子と自然子間のみならず、自然子間にも差別が設けられていた。

2 一九七二年一月三日法による親子関係法の全面的改正に至るまでの自然親子関係に関する一連の改正

①一八九六年三月二五日の法律

父母の相続における自然子の権利に関する同法は、認知された自然子はその父母の相続人<sup>(18)</sup>となるとし、嫡出子であったなら有したであろう相続分の二分の一（嫡出子が存在する場合）又は四分の三（尊属又は兄弟姉妹及びその卑属が存在する場合）又は全部（その他の場合）とした。贈与、遺贈は、嫡出子一人の相続分を超えないことを条件に、自由分の範囲において許される。

② 一九〇七年七月二日の法律<sup>(19)</sup>

自然子の保護及び後見に関する同法は、父母のうち、先に認知した者を親権行使者とし、父母が同時に認知した場合には父を親権行使者とした上で裁判所による変更を認めた。原始規定に明文の規定がないため、父母双方が認知の場合の自然子の親権行使者の解釈をめぐる対立があったが、一九〇七年法が決着をつけるかたちとなった。自然子の親権をできる限り嫡出子に準じて構成することを図る改正であったが、父母の同時認知の場合父のみが親権行使者となる原則は、一九七〇年六月四日法まで維持されることになる。

③ 一九〇七年一月七日の法律<sup>(20)</sup>

同法は、「婚姻による準正」に関する規定において近親子を除外する文言を削除し、全ての場合に近親子の準正を可能とした。従来、単純自然子についてだけ「婚姻による準正」が認められ、近親子及び姦生子に対する準正は、その両親の婚姻が不可能なため認める余地がないと判断されていた。しかしながら、近親子は、いかなる方法によっても婚姻が許されない「絶対的近親子（直系血族間、兄弟姉妹間、姻族関係創設者生存中における直系姻族間の子）」と、特に解除されて婚姻が許される「相対的近親子（姻族関係創設者死亡後の直系姻族間、義理の兄弟姉妹間、おじと姪間、おばと甥間の子）」とに区別され、後者がその両親が特に許され婚姻可能であるのに子が準正されないということに批判が生じたためである。

さらに、同法は、母の姦生子は、夫の否認を条件に準正されうること、また、父、母の姦生子は、離婚又は別居の

訴訟中に懐胎された子のみ準正されうることとした。一九〇四年二月一五日の法律によって姦通を理由とする離婚の有責者とその相姦者との婚姻が許されたため、姦生子の両親が婚姻を許されるのに子の準正が認められないのは不当とする批判が生じ、さらにこれに対して、父の混淆、一夫多妻的等との批判が生じたため、これらを考慮して行われた改正であった。<sup>(21)</sup>

④一九一二年一月一六日の法律

父子関係の搜索が、列挙された五つの事実のいずれかが認められる場合に、単純自然子に対してのみ、例外的に許されることとした。すなわち、婚姻外の父子関係は、(1)懐胎の時期に対応する誘拐又は強姦の場合、(2)詐術、権威の濫用、婚姻の約束又は婚約による誘惑の場合において、書証の端初が存在するとき、(3)父と主張される者の書簡又は他の私文書が存在し、それによって父子関係の曖昧でない自白が生ずる場合、(4)父と主張される者及び母が、懐胎の法定期間中公然の内縁の状態で生活した場合、(5)父と主張される者が、父の資格で子の養育及び育成に資し又は参加した場合、という事実のいずれかが認められ、かつ、懐胎期間中の母の公知の不行跡又は父の物理的不可能が証明されない場合に、裁判上宣言されることを可能とした。搜索禁止を廃止すべきとの意見に依るものである。

⑤一九一五年二月三〇日の法律等による姦生子の準正に関する改正<sup>(22)</sup>

一九一五年法は、次の三つの場合の姦生子に準正を認めた。(1)母の姦生子で、夫又はその相続人により否認された子、(2)父、母の姦生子で、父、母が裁判上の命令により別居を許可されている間に懐胎された子に認め、また、(3)父の姦生子について、姦生子の懐胎期間中に存した婚姻から生まれた嫡出子又は嫡出卑属の不存在を条件として、認められた。従来の一九〇七年一月七日法の規定に従うと、夫が否認権不行使の場合には子は嫡出のままであり、姦通した母がその姦通相手と婚姻すると、子が二人の父を有する可能性が生じた。その上、姦通した母は、夫の否認のみを条件に婚姻中の姦生子を準正しうるのに対して、姦通した父は、離婚又は別居の訴訟中に懐胎された子でないなら、姦通

相手が既婚者で相手の夫から否認されない限り原則として準正不可能であり、父とその相手との二重の姦通の方が準正に有利であった。こうした一九〇七年法の不統一性及び不当性に対する批判に依るための改正である。

一九一五年法の後、一九二四年四月二五日の法律は、姦生子も父母の婚姻後の認知によって準正しうることにした。また、一九四一年九月一四日の法律は、父の姦生子について嫡出卑属不存在という条件を廃止し常に準正せらるゝとした。さらに、一九四五年五月三日のオルドナンスが、一九四一年法において改正された規定を無効とし、一九五六年七月五日の法律が、母の別居時の姦生子、夫の姦生子について改める等、姦生子の準正の容易化を図る一連の修正が行われた。

⑥一九五五年七月一五日の法律<sup>(24)</sup>

同法は、認知、搜索が認められない子に対して、親子関係立証禁止の原則を維持しながら、これとは無関係に、「扶養料の訴え (action en réclamation d'aliments)」を定めた。これによって、近親子、姦生子は扶養料の主張ができることになるが、訴えは立証が禁止されている親子関係の存在を宣言する効果をもつものではない。すなわち、自然的血縁関係の確認に基づいて扶養請求権は認めるが、それは法律上の親子関係を宣告するものではない。一方、扶養請求権行使のためには、事実上、近親相姦又は姦通関係の立証を要する。扶養の額は、子の必要と親の資力を考慮して決定される。この制度は、認知主義から血縁主義への転換の端緒を示すものとして、フランス法において重要な意義を有している。

また、同法は、父子関係の認知の訴えが受理されない二つの場合に、さらに、既に判例で認められていた「父と主張される者が、血液検査によって子の父でありえないことが証明された場合」を追加した。不受理の三つの理由は、一九九三年法による改正まで維持されることになる。他方、母子関係の搜索の訴えについては、証言による立証とともに、身分占有が子の分娩と同一性の立証手段であることを認めた。<sup>(25)</sup> 同法によって、母と主張される者が分娩した子

が親子関係を主張している子と同一であることを自然子の身分の継続的な占有によって立証すれば、自然母子関係が裁判上宣告されることになった。<sup>(26)</sup>

⑦一九六四年一月四日の法律第一三三〇号

後見及び未成年解放に関する同法は、従来のように自然子の後見監督機関を一律に後見会とせず、未認知の自然子についても父母がいない嫡出子と同様の家族会を設け、両者の取扱いを同一化した。同法では、父子関係の搜索の訴えについて、「母による認知がない場合、又は、母が死亡し若しくはその意思を表明することが不可能である場合には、訴えは、第四六四条の規定にしたがって提起される。」とされた。

⑧一九七〇年六月四日の法律第四五九号

親権に関して全面的改正を行い親権法の体系化を図った同法は、自然子については、母子関係が確立する限りは、父子関係の確立の有無に拘わらず、母のみを親権行使者とした。これは、自然子に関しては、母が監護者となるのが一般的であると想定された結果であり、ここでは、嫡出子と自然子の平等化という理念は主導的に作用していない。<sup>(28)</sup>同法では、親権行使は子の監護者に帰属し、父母共同で又は父が単独で監護を行う場合は、親権行使も父母双方又は父のみに例外的に付与される。したがって、父母による親権共同行使も可能である。

⑨一九七〇年二月三十一日の法律第一三三三号

同法は、婚姻後の準正について、夫婦の一方によって、婚姻前にその夫婦の他方以外の者との間に有した自然子の利益のために、婚姻中になされた認知は、夫婦の他方も婚姻から生まれた子も書しえないこと等を定めていた第三七条を廃止した。<sup>(29)</sup>婚姻当時存在が隠されていた自然子の認知によって、配偶者や嫡出子の既得権が侵害されるべきではないという理由から規定された同条に批判が生じたからである。

こうした一連の改正が重ねられ、婚姻及び嫡出親子関係の優位が支配していたフランス親子関係法において、あら

ゆる形態の差別に対する国際上、憲法上の要請と矛盾しない程度の、局部的、断片的な手直しが施され、従来の凝固的な法制度が徐々に打ち崩され、嫡出子と自然子との接近及び異なる自然子間の接近が次第に輪郭を表し始めた。この時点において、事実上の親子関係である扶養料の訴え上の関係も付加されて、親子関係は、複合的な階層制を有していた。こうした状況の下、一九七二年法は、子の平等性及び親子関係の真実追求を基本原則として、全面的改正を行った。

### 3 一九七二年一月三日の法律第三号による親子関係に関する全面的改正

同法は、民法典第一編第七章について全面的改正を行い、嫡出子と自然子の法的地位の差別を廃止し、両者を同格とした。

#### 《嫡出親子関係》

「懐胎は、子の利益において請求するところに従い、この期間のいかなる時にでも生じたものと推定される。」（第三十一条第二項）とし、婚姻が懐胎の法定期間に重なる限りはいつも推定が及び、懐胎の時期を子の利益のために選択しうることを明確にした。ただし、この推定を争うために、反証が受理される（同第三項）とする。嫡出親子関係の証明については、身分占有の立証方法として、後見裁判官が交付する公知証書（*acte de notoriété*）によること（第三十一条の三）認めた。これによって、従来、小審裁判官が交付し大審裁判官による認可を要した公知証書が認可不要となり後見裁判官の管轄事項として、後見性を強化された。公知証書の交付の拒否も、不服申立てに服しない（第七二条）とされ、控訴等は許されない。同法によって、嫡出父子関係のみならず自然父子関係の立証が極めて容易化された。

一方で、否認の訴えを再構成し一般化した。旧法の下では、強力な推定が及び、否認の訴えは例外的にのみ許されたが、一九七二年法は、夫が父でありえないことを示す適当な事柄を証明する場合は全て訴えを可能とし、原則とし

て、訴えの提起を認めた(第三二二条第二項)。出訴期間も、原則として六カ月とした(第三一六条)。また、婚姻後一八〇日未満で出生した子は嫡出であり、かつ懐胎後直ちに嫡出であったと見なすが、否認の訴えを提起しようとした(第三二四条)。一方、推定が及ばず、否認の訴えが不要であるのは、婚姻解消後三〇〇日を超えて出生した子(第三二五条)、離婚又は別居手続において夫婦に別個の居所を許可する命令の後三〇〇日を超えて、かつ、その手続終了後一八〇日未満で出生した子(第三二三条)、夫の氏の表示なしに登簿され、かつ、母についてのみ身分占有を有する子(第三二三条の二)の場合である。このように、同法では、旧法下で極めて広範囲に及んだ嫡出推定が妥当な範囲に限定され、また、否認の訴えの提起及び立証方法が選択されうることになった。

他方、従来の「婚姻による準正」に加えて、「裁判所による準正(legitimation par autorité de justice)」を創設した(第三三三条)。両親の婚姻が法律上又は事実上不可能であること、準正の申請者と自然親子関係が存在すること、子が申請者たる親に関して身分占有を有することが要件となる。したがって、婚姻可能であるのに婚姻しない者は「裁判所による準正」はできず、両準正間では選択が可能でない。なお、「婚姻による準正」は、子の出生の事情如何によらず、認知・搜索により親子関係を認められた自然子全てについて、両親のその後の婚姻によって法律上当然になされる(第三三二条)。

#### 《自然親子関係》

「自然子は、その父母との関係において、一般に嫡出子と同一の権利及び義務を有する。」(第三三四条第一項)、また、「自然子は、その親の家族に入る。」(同条第二項)として、自然子を親子間のみならず家系の内部に位置づけ、親の血族とも血族関係に入ることとした。この結果、身分上の効果として、自然の父母が存在しない場合の自然の祖父母の婚姻同意権・後見人適格・訪問権、自然の祖父母との相互の扶養義務、おじと姪間及びおばと甥間の婚姻障害等が生じた。相続上の効果としては、「一般に」、嫡出子と同一の権利を有する。すなわち、親の相続について、嫡出子の二

分の一とする規定が削除され、嫡出子と同等の相続分を有することになった。尊属、兄弟姉妹、他の傍系血族との間でも相互的に相続権者の地位を有する。

従来の「姦生子」及び「近親子」という語は廃棄され、自然子の概念の一元化が図られた。しかしながら、第三三四条第一項の「一般に」の語は微妙な意味を有し、嫡出子との同格化において除外される自然子が存在する。すなわち、自然子のうち、従来「姦生子」と呼ばれていた子は、その呼称が「その懐胎のときにその父又は母が他の者との婚姻関係にあった自然子」（第七五九条第一項）という表現に改められたものの、親の相続について制限が維持された。その相続分は、懐胎時の婚姻から生まれた嫡出子との関係では、嫡出子であるなら取得したであろう相続分の二分の一とされる。親の配偶者との関係では、嫡出子・尊属・兄弟姉妹（その卑属）が不在の場合に配偶者が取得するはずの全財産のうちの二分の一、嫡出子が不在かつ父系・母系のいずれかに尊属・兄弟姉妹（その卑属）が不在の場合に配偶者が取得するはずの二分の一のうちの四分の一とされ、この相続分は、この自然子の人数に拘わらず全員で取得する分である。こうした制限は、この子が懐胎されなかったなら、相続上より多い権利を取得したはずの嫡出子及び配偶者の利益を侵害するのは不当であるとの観点に立脚している。一方で、子の父又は母が、子に対して、贈与のかたちで、相続上の事前の決済として十分な財産を分与し、将来の相続人から除外するという制度を設け、姦通した配偶者の生存中の財産処理を重視した<sup>32)</sup>。従来の近親子についても、相続について、特別の制約は消滅し、嫡出子と同格になった。

自然親子関係の成立については、認知又は搜索の訴えによるという原則を維持したが、従来の自然子間の差別は原則としては廃止した。すなわち、自然親子関係は、任意認知によって、又は、父子関係若しくは母子関係搜索の訴えに続く裁判上の宣告によって、適法に立証されうる（第三三四条の八第一項）とし、従来の姦生子に対する認知の禁止を廃止した。この結果、姦通した父の子は常に、また、姦通した母の子は父子関係の推定が及ばない場合には、認知

可能となった。ただし、従来の近親子のうち、絶対的近親子については、親の一方に対して既に親子関係が立証されている場合には、他方について親子関係を立証することは禁止される（第三三〇条の二）とし、両親について並立的に親子関係を立証することを禁じている。従来の姦生子について搜索の訴えが認められていた五つの場合は、基本的に維持された。

この一方で、搜索の訴えの要件を事実認定において充足しえず、親子関係の証明が困難なため、認知されない自然子一般に対して、「援助金を目的とする訴え (action à fins de subsides)」を創設した。すなわち、「父との親子関係が立証されない自然子はすべて、懐胎の法定期間中にその母と関係を有した者に対して、援助金を主張することができ。」（第三四二条）とし、父である可能性があるというだけで、援助金を主張しうるとした。父の可能性がある者を債務者とし、子の必要と債務者の収入及び家族的地位に応じて援助金を取得する。訴えられた者は、物理的不可能血液検査又は他の確実な医学的方法の結果を援用し、また、常習の売春を立証して請求を斥けうる（第三四二条の四）。実際上子の生活保持に資するこの援助金は、定期金のかたちで、子が成年に達したのちも、必要に応じて支払われる（第三四二条の二）。援助金の付与を命ずる判決は、債務者と受益者との間及び各々の家族間に婚姻の禁止を形成する（第三四二条の七）。

さらに、「母の表示を含む出生証書は、それが、身分占有によって裏付けられるときは、認知に相当する。」（第三三七条）とし、出生証書における母の氏名の記載と身分占有とを結合させ、これが自然親子関係の成立に重要な役割を果たすことを認めた。

その後、一九七六年一月一日の法律第一〇三六号は、一九七二年法の経過規定を補完し、父子関係の搜索の訴え及び援助金を目的とする訴えについて、暫定的に定めた。

#### 4 一九七二年法以後の自然子に関する改正

①一九七七年二月二十九日の法律第一四五六号

同法は、「援助金を目的とする訴え」の訴権は、子の未成年中行使されることができ、それが子の未成年の間に不行使の場合には、子は、成年に続く二年内はなおそれを行使しうる（第三四二条第二項）ことを確認した。<sup>(34)</sup>

②一九八二年六月二十五日の法律第五三六号<sup>(35)</sup>

同法は、自然親子関係の立証に関して改正を行い、「自然親子関係は、任意認知によって適法に立証される。」（第三三四条の八第一項）、及び、「自然親子関係はまた、身分占有によって又は判決の効果によって、適法に立証することができる。」（第二項）とした。この結果、自然親子関係についても、嫡出親子関係における身分占有に基づく親子関係の立証方法が認められるに至った。

③一九八七年七月二二日の法律第五七〇号<sup>(36)</sup>

親権行使に関する同法は、自然子について、両親双方が子を認知している場合は、後見裁判官の面前での両親の「共同の申述（*declaration conjointe*）」（第三七四条第一項・二項）によって、親権共同行使を可能とした。自由結合の増加によって、一九七八年以降自然子の出生数が急増し、父の認知も増加していた。自由結合が婚姻に移行するケースは減少していたが、両親と共同生活を送る自然子が増加し、一九七〇年法の母による親権単独行使の原則は、自由結合の一般化傾向に適合しなくなっていた。<sup>(37)</sup>一九八七年法は、この原則緩和を図り、自然子の両親の親権共同行使を容易化した。ただし、「共同の申述」の利用者は少数に止まった。<sup>(38)</sup>

5 一九九三年一月八日の法律第二二二号<sup>(39)</sup>による親子関係及び親権行使に関する改正

同法は、嫡出親子関係、自然親子関係及び養親子関係<sup>(40)</sup>について改正を行い、一九七二年法に由来する規定を、「子どもの権利に関する条約」<sup>(41)</sup>に調和させるため、不明瞭又は時代遅れの規定を修正し、親子関係の立証について新たな規定を設けた。

《嫡出親子関係》

同法は、嫡出親子関係の証明は、「その認容を決定するに足りるほど重大な推定又は徴表が存在する場合でなければ、裁判上受理することができない（第三三三条）と規定し、同条旧第二項を削除して、証人による証明を廃止した。この結果、証明の認容のメカニズムが緩和された。書証の端初に関する旧第三二四条も削除された。同法の下では、証言、及びかつて書証の端初に相当していた全てが、推定又は徴表として有効となる。<sup>(43)</sup> また、父子関係の推定が斥けられた場合の推定の回復の訴えは、父母に認められるのみならず、子に対してもその成年に続く二年間認められる（第三三三条の第二項）。さらに、婚姻外で出生した全ての子は、死亡していても、その父母の後の婚姻によって法律上当然に準正される（第三三一条）とし、死亡した子が卑属を残す場合に死亡後の準正を可能としていた第三三二条を削除した。また、親子関係を適法に立証したことを条件に、準正は全ての自然子に利益を与えうる（第三一九条）とした。これによって、従来適法な立証として挙げられていた認知及び判決によってのみならず、自然子の眞の身分占有によっても嫡出親子関係を立証しうることになる。さらに、準正の効果も修正された（第三三一条の二、第三三一条の一）。

《自然親子関係》

自然父子関係の搜索については、「婚姻外の父子関係は、裁判上宣言することができる。（第三四〇条第一項）との原則を定めた上で、「その証明は、重大な推定又は徴表が存在する場合でなければ、受理することができない（同条第二項）との制限を定めた。第二項の否定的、制限的表現は、過度で醜聞的な訴え、怨恨からの又は家族の平和を危うくするような手続を懸念するためとされる。<sup>(44)</sup> 従来搜索禁止の原則の例外として列挙されていた五つの場合（旧第三四〇条の一）が削除され、訴えは、一九七二年法に由来する立証が例外的に禁止される場合を留保して、<sup>(45)</sup> 原則として常に認められることになった。さらに、第三四〇条の一を削除した結果、父子関係の搜索の訴えの不受理の理由が消

滅した。

一方、自然母子関係の搜索は、第三四一条の一の適用を留保して、認容される(第三四一条第一項)とした上で、母子関係の立証は、「重大な推定又は徴表が存在する場合」でなければ、受理することができない(同条第三項)として、父子関係の搜索と同じ制限を定めている。母は、出産時に、認容及び同一性の秘密が守られることを要求しうる(第三四一条の一)とし、これを要求する場合は、第三四一条第一項の搜索は、例外的に排除される<sup>(46)</sup>。判例が久しく以前から認めていたものである。「援助金を目的とする訴え」の被告も、子の父ではありえないことを、全ての方法によって証明して請求を斥けることができる(第三四一条の四)。

一九九三年法は、自然子の両親の親権行使についても改正を行い、親子関係が立証された自然子の両親と嫡出子の両親の取扱いを平等化し、一九八七年法が着手した平等化を条件づきで遂行した<sup>(47)</sup>。一九九三年法では、婚姻中の両親及び自然子の両親の親権行使について同一条文内(第三七二条)で規定され、後者について、一定の要件の下に親権共同行使が自動化された。すなわち、(1)自然子の両親双方が、子が満一才に達する以前に認知をし、(2)その認知時に両親が共同生活していた場合には、親権は共同行使される(第三七二条第二項)。認知は、両親同時にでも別々にでもよく、子が満一歳に達する以前であればよいが、認知時に両親が共同生活をしていたことが必要である。共同生活の存在は、家族事件裁判官が交付する証書によって証明される(第三七二条の一)。ただし、親権行使について両親に争いが存する場合には、裁判で親権行使態様を定めることは可能である<sup>(48)</sup>。

6 一九九四年七月二九日の法律第六五三号等生命倫理に関する法律<sup>(49)</sup>

一九九四年七月二五日の法律第六三〇号<sup>(50)</sup>及び同年七月二九日の法律第六五三号は、第三者が提供者である医学的援助による生殖(人工生殖)の場合において、提供者と人工生殖から生まれた子との間には、何らの親子の関係も立証されえないこと<sup>(52)</sup>に関する法律として注目される同年七月二九日の法律第六五三号は、第三者が提供者である医学的援助による生殖

(第三二一条の一九第一項)、提供者に対して何らの損害賠償の訴えもなされえないこと(同条第二項)を定めている。また、人工生殖に同意がなされた場合、子がその生殖から生まれたのではないこと又はその同意が効力を失ったことが主張されない限り、親子関係の争い又は身分の主張についての全ての訴えは禁止される(第三二一条の二〇第二項)とした。この争いには、父による否認の訴えが含まれる。<sup>(53)</sup>さらに、人工生殖に同意した後、人工生殖から生まれた子を認知しない者についても、婚姻外の父子関係は裁判上宣言される(同条第五項)。その者には、認知の署名を拒否したいという理由で、母及び子に対する損害賠償が課されなくてはならない。<sup>(54)</sup>同法によって、嫡出親子関係及び自然親子関係に共通の規定として、医学的援助による生殖に関するこれらの規定が、新たに追加されたことになる。

以上がナポレオン法典原始規定から一九九四年法に至るまでの、自然子に関する親子関係法等の改正の概要である。以下、これに若干の検討を加えたいと思う。

## (二) 自然子の権利の保障の変遷——自然親子関係立証における任意認知から科学的証明への展開

1 任意認知から一九二二年法による父子関係搜索禁止の原則緩和へ(主観的認知主義から客観的認知主義へ)

ナポレオン法典原始規定における親子関係法の構造上の特徴は、基本的には、まず、嫡出親子関係と自然親子関係との厳格な区別、及び自然子間での差別、次に、嫡出親子関係における強固な嫡出推定、及び自然親子関係の法的確定に対する厳しい制限に存していた。そして、自然親子関係の成立について採られた原則は、(1)父母各々について、別々に成立する必要がある、(2)その立証は、主として任意認知による、(3)父、母による認知がない場合は、母子関係の搜索の訴えのみ認め、父子関係の搜索は禁止する、(4)父及び母に対して親子関係が成立した場合は、父母のその後の婚姻によって準正される、ただし、(2)、(3)、(4)ともに、単純自然子に対してのみ認め、姦生子及び近親子には認めない、というものであった。すなわち、嫡出子については、嫡出推定がほぼ自動的に働き父子関係の否認の訴えは例

外を除いて認められず、その法的地位は極めて堅固であったのに対して、自然父子関係の成立は、父の側からの任意認知によってしか認めず、父子関係の搜索を禁止するという基本姿勢が採られ、例外的に、母子関係の搜索の訴えが認められた。そこにおいて、父子関係の基礎は、血縁ではなく、父としての愛情及び父となる意思であった。この厳格な主観的認知主義によって、父子関係の成立は父からの認知のみに頼らざるをえず、その結果、自然の血縁的父子関係が存在しても、父の認知がない限り法律上の父子関係を認められない反面、血縁的父子関係が存在するのに、法律上の父子関係が発生した。<sup>(55)</sup>

自然父子関係の成立について絶対的な地位を有していた認知は、一九二二年法による、一定の場合における父子関係搜索禁止の原則の緩和によって、その地位の一部を搜索の訴えに譲った。しかしながら、同法においては、父子関係搜索禁止の原則自体は依然維持され、列挙された例外的場合にのみ搜索が許されるといふ姿勢に止められた。ただし、これらは例外ではありながら実質的には殆どの場合を網羅していたとされ、<sup>(56)</sup>搜索禁止の原則は実際上かなり緩和され、事実上後退した。同法によって、父の認知のみに頼る主観的認知主義から客観的認知主義へと展開した。ただし、姦生子及び近親子は、原則緩和の対象にはならなかった。

## 2 近親子及び姦生子の準正の容認及び容易化

一方、一九〇七年一月七日法、一九一五年法、一九二四年法、一九四二年法、一九四五年オールドナンス、一九五六年法による一連の改正によって、近親子に続いて姦生子の「婚姻による準正」自体が可能になるとともに、準正が可能なが場合が拡大された。例えば親は有責であれ、無責である子の法的地位の確保が図られた。

## 3 一九五五年法による「扶養料の訴え」、自然母子関係の同一性の立証についての身分占有の容認

一九五五年法が創設した「扶養料の訴え」は、親子関係の不確立と扶養料請求という二律背反を、証明力を制限することによって調整するものである。同法では、一九二二年法と同様、一応は父子関係搜索禁止の原則を維持しつつ、

現実社会の変化に対応するため可能な限りの努力がなされたのであり、従来の自然子間の差別は維持しつつ、姦生子及び近親子に生活保持上の実質的保護を与えるという現実的な方法が採られた。これらの子は、搜索を禁止される代わりにこの訴えを提起しうるのである。同法によって、フランス非嫡出子法における重要な転換点を意味する、認知主義から血縁主義への転換の端緒が開かれた。一方、同法が、自然母子関係における同一性の立証について、継続する身分占有を認めたことによって、自然母子関係の証明が著しく容易化され、立証に関する嫡出母子関係と自然母子関係との差異が縮小された。

こうした改正の過程において、原始規定において厳然と存在していた嫡出子と自然子との格差及び自然子間の差別は、部分的で緩やかな修正を受け、一九七二年法の全面的改正を迎えるに至った。しかしながら、一八九六年法によって、認知された自然子はその父母の相続人になるとされたものの、一九七二年法の改正に至るまで、(1)自然子は認知されても、親とのみ血族関係に入り、親の血族とは血族関係を有しない、(2)親の相続について、嫡出子、尊属、兄弟姉妹が存在すると、嫡出子であったなら有したであろう相続分の二分の一又は四分の三の権利しか取得しない、という嫡出子・自然子間の差異は維持されていた。

#### 4 一九七二年法による自然子と嫡出子の同格化、自然子間の実質的差別

両者の同格化によって、一般に、自然子は、相続法上、完全に嫡出子と同一の法的地位に立ち、改正前の二つの枷から解放された。すなわち、自然子は、(1)親の血族とも血族関係に入り、その結果として、嫡出子と同じく、尊属、兄弟姉妹、その他の傍系血族との間において、相互に相続権者となり、(2)、親の相続について、嫡出子と同一になった。「姦生子」及び「近親子」という呼称も消滅した。しかし、同法においては、従来の姦生子及び近親子に当たる子の存在自体が完全に消滅したのではないことは留意されねばならない。すなわち、従来の姦生子に対する相続上の差別は維持され、結果として婚姻尊重の伝統が保持された。また、絶対的近親子についての併存的な親子関係の立証

の禁止も、平等性及び真実の追求という同法の基本理念からすれば、徹底さを欠くものとなっている。それでも、絶対的近親子も親の一方については親子関係の立証は可能であり、双方についての立証がむしろ相統上の混乱をもたらさうること、また、無制限の自由主義を認める社会的意識が伴わない状況でのその出生の公的な暴露は、かえって子の利益に一致しないこと等の観点からは、規定の妥当性は受け入れられた。<sup>(57)</sup> 結局、相対的近親子に対する制限が消滅したことは、従来の姦生子に対する制限が旧法よりは緩和され、旧法における単純自然子と同等になったこと、子に対しては不倫性を条文の根拠から排除したことは、<sup>(58)</sup> 同法の大きな成果である。

一方、自然母子関係については、同法が出生証書における母の氏名の記載と身分占有とを結び付け、これに認知に代わりうる役割を付与した結果、立証に関する自然母子関係と嫡出母子関係との差異がより縮小され、両者の接近が一層図られた。母子関係の立証における両者の差異は、むしろ父子関係の立証における差異よりも理解しがたいと考えられていたが、<sup>(59)</sup> 一九七二年法は、一九五五年法が着手した自然母子関係の証明の容易化を一層進めている。

同法によって、真実の親子関係と法的親子関係の不一致は大幅に縮小され、<sup>(60)</sup> 真実主義による親子関係の立証が推進された。同法は、長年にわたる自然子の法的地位の劣位を大きく修正し親子法に新たな方向転換をもたらすものとして、第二次大戦後のフランス民法典改正において最も重要な意義を有するものの一つとなっている。

#### 5 一九七二年法による「援助金を目的とする訴え」

「援助金を目的とする訴え」は、嫡出子と自然子の同格化によって、認知された自然子と未認知の自然子との格差が生じたため、後者の保護の必要性から設けられた制度である。認知又は搜索によって自然親子関係の成立を認める一方で、この訴えを認めるといふ二本立ての構成を採用して、広く自然子の保護を図ろうとした。「援助金を目的とする訴え」は、沿革上、一九五五年法の「扶養料の訴え」の延長線上にあるが、後者が搜索の訴えの禁止に対する代替的制度であったのに対して、これは一般的には搜索の訴えに対する補充的制度ではあっても、必ずしも搜索及び援

助金の両訴え間の選択が不可能と言う訳ではなく、裁判所はこれについて明確な基準をもっていない。いずれにせよ、この訴えは少なく、大半が認められる。

6 一九八二年法における自然親子関係の直接的証明としての身分占有

同法において、一九七二年法の身分占有の範囲がさらに拡大され、身分占有は、嫡出親子関係と同様、自然親子関係の直接的な証明となった。<sup>(61)</sup> 明白な認知が不存在の場合でも、身分占有がこれに匹敵する役割を果たしうするため、自然親子関係の立証が促進されることになる。この結果、父子関係の搜索は相対的に利益を失った。<sup>(62)</sup>

7 一九八七年法、一九九三年法による自然子の両親の親権共同行使の容易化、半自動的

一九七〇年六月四日法が自然子の両親の親権共同行使を例外的に認めて以来、一九八七年法がこれを「共同の申述」によって容易化し、さらに、一九九三年法が条件付でこれを自動化した。その結果、親権行使に関して、自然子の家族は嫡出家族に合流するに至った。<sup>(63)</sup>

8 一九九三年法、一九九四年法における親子関係の社会的・科学的展開

一九九三年法及び一九九四年法の改正は、最近の社会的及び科学的展開に対する法の適応を図るものと言える。一九九三年法の主要な目的は、フランスを含め多くの諸国が批准している「子どもの権利に関する条約」に国内法を調和させること<sup>(64)</sup>にあった。自然子に関する問題は、平等化の観点のみならず、子の権利の保障の観点から検討されている。民法典第三四〇条、第三四〇条の一の改正は、特に同条約第七条の親を知る権利に民法典を調和させるためのものであり、かつ、生命科学の進歩による父子関係の決定という科学的観点にも立脚するものである。<sup>(65)</sup> 親子関係の証明について、推定又は徴表は証人による証明の前提条件ではなく、直接の——最も多くは医学上の——証明の前提条件となった。<sup>(66)</sup> また、搜索の訴えが不受理の場合を削除したことは、科学的証明の発達が問題の性質を変え、それらの列挙が不要となったことを示している。父と主張される者は、容易かつ信頼性の高い法医鑑定等に頼ることになる。一

方、一九一二年法による搜索禁止の原則緩和としての五つの場合は、その後の改正の過程で証明の障害が次第に除去されつつも維持されていたが、一九九三年法がこれを削除することによって、訴えの制限的受理可能性から証明の制限的容認可能性へと移行し、子の権利をより保障するものとなった。しかし、他方、母の匿名の出産においては、等しく正当な二者の切望が対立する。子がその出生を知る権利と母が沈黙しそれを秘密にする権利との相克である。一九九三年法は、母に対して、出産時の秘密保持を保障した。その結果、自然母子関係の搜索の訴えは、母が匿名を選択しない場合でないとい認められない。すなわち、母がその選択を後悔する場合には子を認知する権利を保持し、後悔しない場合には子は母に認められないことになる。<sup>(67)</sup> 結局、一九九三年法においては、「嫡出親子関係」、「自然親子関係」という語は保持されたが、親子関係の立証に関して両者は一層接近した。また、父子関係の搜索の訴えと「援助金を目的とする訴え」との実際の境界はかつてほど顕著ではなくなっているが、両者とも維持された。<sup>(68)</sup> 一方、懐胎時にその父又は母が他の者と婚姻関係にあった自然子の相続上の制限は、一九七二年法を引き継いでいる。

さらに、一九九四年法は、現代科学の発達の成果を一層如実に反映するものであり、生物学や医学に提供された新たな領域への親子関係法の効果的な関与を具体化している。七月二九日法（法律第六五三号）によって、人工生殖の問題について求められていた判断基準としての法律上の具体的指針が示され、人工生殖の問題に関する法律の欠缺という状況が改善された。

### 三 終わりに

ナポレオン法典原始規定の主要な目的は、当時基準的であった嫡出家族全体の集团的な利益にあった。そこでは、家族は、結集した一つの集団であり、集団維持のために嫡出性を極度に重視する必要があった。現代フランスにおい

て、家族は独立した個人の結合体であり、自由、平等の個人たる家族構成員各々の利益が重視される。集団から個人への過程で、子の利益が視野に入れられ、自然子の法的地位の確保が図られ、嫡出親子関係と自然親子関係間の平等化が進められてきた。度重なる着実な改正を経た現在、フランス現行法における自然子の法的地位は、原始規定におけるそれとは基本理念上、構造上、かなり様相を変えるに至った。嫡出親子関係と自然親子関係の接近によって、両者間では多元主義は重要性を失っている。さらに、親子関係は、その多元性にも拘わらず、効果としては平等化・均一化の方向に進んでいると言いうことができる。

一方、医学の発達によって、人工生殖による親子関係が新たに注目され、親子関係におけるその相対的比重を増すとともに、親子関係に新たな波紋を投げかけている。<sup>(69)</sup>人工生殖に止まらず、血液型鑑定が血縁的親子関係の立証にかなりの確率(九九・九%以上)<sup>(70)</sup>で貢献し、遺伝子学の成果が生物学上の親子関係確定を著しく容易にしている現在、科学の発達の成果と伝統的な法益との均衡をいかに保ち、両者の整合性をいかに図るかは、慎重に検討されるべき問題となっている。このことは、一九九三年法において維持されている搜索の訴えが、真実の親子関係を法律上の親子関係に反映しうる制度として適切であるか否かの問題にも波及することになる。今日のような科学的確信の時代において、自然親子関係の立証について、なお伝統的な搜索の訴えという制限的な制度を維持していることを批判する見解<sup>(71)</sup>が存在することも事実である。父子関係が専ら生物学上の観念でありうるのか、それが実質的価値を有するには制度的容認を必要とするのか、なお議論の余地が残されている。今後は、現代科学の発達を親子関係法にいかに関与させ、あるいは、親子関係法が科学の発達にいかに関与し、子の権利を保障して行くか、一層の配慮が必要となろう。

紙面の関係で触れることのできなかった日本の非嫡出子法は、フランス法とは異なる背景において、所与の条件下に、独自の方向性をもつものである。しかし、今日、日本の伝統的家族が動揺していることは否定しえない現実である。非嫡出子の差別については、国内的には憲法第一四条、国際的には「子どもの権利に関する条約」第二条、

「国際人権規約」B規約第二条、第二四条との関係で議論されている。嫡出家族の利益の保護と非嫡出子の権利の保障という必然的な二律背反にあって、相続において、配偶者の扶養、嫡出子と非嫡出子との平等な取扱いに対する配偶者の抵抗感を、子の権利の保障という視点が凌駕しているのか、関心がもたれる。

- (1) 日本経済新聞一九九五年七月七日朝刊一、三六、三八頁、民事法情報一〇〇号（一九九五年）二二頁以下、民集四九巻七号登載予定。
- (2) 法務省参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」ジュリスト一〇五〇号（一九九四年）二二四頁以下、小池信行『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案』について』法律のひろば四八巻二号（一九九五年）四頁以下参照。
- (3) I. N. S. E. E., Première, 1993. Ph. Malaurie et L. Aynès, *Cour de droit civil, la famille*, 4<sup>e</sup>éd., Cujas, 1993-1994, n° 119, p. 54.
- (4) Malaurie et Aynès, *op. cit.*, n°119, p. 55.
- (5) シュタル・グリマルディ＝北村二郎訳「フランス法における自由と平等」日仏法学一八号（一九九三年）一四二頁。
- (6) J. Rubellin-Devichi, *Une importante réforme en droit de la famille : la loi n. 93-22 du 8 janvier 1993*, JCP 1993, I, 3659, n°3, p. 123.
- (7) 同棲当事者は、判例上（事故死した同棲相手の加害者に対する賠償請求権等）、法律上（賃借権の承継等）、様々な権利を認められ、特に、社会保険立法は、同棲関係にある女性に妻に近い権利を与えている。
- (8) Malaurie et Aynès, *op. cit.*, n°480, p. 271.
- (9) J. Carbonnier, *Droit civil, la famille*, t. 2, 1<sup>st</sup> éd., PUF, 1992, p. 369 ; G. Cornu, *Droit civil, la famille*, 4<sup>e</sup>éd., Montchr-estien, 1994, n°196, p. 272.
- (10) A. Benabent, *Droit civil, la famille, a jour de la réforme du 8 janvier 1993*, 5<sup>e</sup> éd., Litec, 1993, n°410 et s., pp. 336 et s.
- (11) 一九七五年七月二日の法律第六一七号は、ア・ラ・カルト離婚と呼ばれる三種六態様の離婚方式を採用し、これに次いで、補償給付を中心とする離婚給付も多様な構成となった。
- (12) Malaurie et Aynès, *op. cit.*, n°480, p. 271.
- (13) J. Massip, G. Morin et J.-L. Aubert, *La réforme de la filiation*, Répertoire du notariat Defrénois, 1972. 参照。一九

- 七二年法に関する邦語文献としては、久貴忠彦「フランス非嫡出子法の動向に関する一考察」『現代家族法の展開』（一粒社一九九〇年）一九六頁以下が詳しい。
- (14) JO 9 janvier 1993; *Gaz. Pal.* 18 février 1993; *JCP* 1993, III, 65905; *Aperçu rapide sur la loi n. 93-22 du 8 janvier 1993 relative à l'état civil, à la famille et aux droits de l'enfant et instituant le juge aux affaires familiales*, *JCP* 1993, Actualités, III, note J. Rubellin-Devichi.
- (15) フランス親子関係法についての邦語文献としては、谷口知平『現代外国法典叢書(4)仏蘭西民法(1)人事法』(有斐閣 一九五六年復刊)二七八頁以下、加藤高「フランスの親子法」中川善之助編『注釈民法(2)Ⅱ親族(3)親子(2)』(有斐閣 一九七二年)四三二頁以下、有地亨「フランスにおける親子法の近時の展開」ジュリスト六〇四号(一九七六年)一〇六頁以下、山口俊夫『概説フランス法』(東京大学出版会 一九八四年)四四三頁以下、稲本洋之助『フランスの家族法』(東京大学出版会 一九八五年)五七頁以下、大野博実「フランスの家族法」黒木三郎監修『世界の家族法』(敬文堂 一九九一年)一二七頁以下等。
- (16) J. Hauser et D. Huet-Weiller, *Traité de droit civil, la famille, fondation et vie de la famille*, 2<sup>e</sup> éd., L. G. D. J., 1993, pp. 209 et s.; F. Boulanger, *Droit civil de la famille*, t. II, *aspects comparatifs et internationaux*, éd. Economica, 1994, n<sup>o</sup> 7 et s., pp. 7 et s. ナポレオン法典及びそれに至る家族法の変遷について、自然子も含め簡潔に述べる最近のものとして、R. Sramkiewicz, *Histoire du droit français de la famille*, éd. Dalloz, 1995.
- (17) 物の占有と同様の発想を身分法に導入し、氏の使用、子としての待遇、周囲から当該家族の子と考えられてきた事実という三点に集約される要件が充足されると、身分の法的な立証に代わりうるというフランスの伝統的な考え方。
- (18) Hauser et Huet-Weiller, *op. cit.*, n<sup>o</sup> 443, p. 210.
- (19) 稲本前掲書一〇四頁。
- (20) Hauser et Huet-Weiller, *op. cit.*, n<sup>o</sup> 443, p. 210.
- (21) 久貴前掲書一一七頁。
- (22) 姦生子の準正について、久貴前掲書二一七頁以下に改正の経緯が詳しく述べられている。
- (23) 同時期に別の女性から生まれた嫡出「と認められる」子が、複数存在することを回避するためである。
- (24) 一九五五年法については、神田博司「フランス私生子法における父の捜索——とくに一九五五年法を中心として——」法學新報六六卷一〇号(一九五九年)三三二頁以下参照。
- (25) これについては、加藤前掲論文四五〇頁以下が詳しい。

- (26) ただし、嫡出親子関係においては身分占有は父母双方について存在することを要するのに対して、この場合は母についてのみでよい等、幾つかの相違点が存した。
- (27) 同条は、後見人の訴訟上の行為に関して家族会の同意を要求することを定める。
- (28) 稲本前掲書一〇四頁以下参照。
- (29) Hauser et Huet-Weiller, *op. cit.*, n°443, p. 210.
- (30) 夫が婚姻前に妊娠を知った場合又は出生後に父として振る舞った場合を除いて、出生証書の日付に基づいて否認しうる。
- (31) 子が夫婦に対して嫡出子の身分占有を有する場合を除く。
- (32) 稲本前掲書七〇頁。
- (33) 必要を生んだ状況が子の過失に帰せられる場合でない限り、支払われる（第三四二条第二項）。
- (34) Hauser et Huet-Weiller, *op. cit.*, n°450, p. 218.; P. Nicoleau, *Droit de la famille*, éd. ellipses, 1995, p. 123.
- (35) 一九八二年法の簡潔な紹介として、滝沢律代「立法紹介」『身分占有——非嫡出親子関係の立証に関する民法典第三四二条の八を変更する一九八二年六月二五日の法律第五三六号』日仏法字一〇二号（一九八三年）一六九頁以下。
- (36) 一九八七年法については、F. Dekeuwer-Défossez et F. Vauville, *Droits de l'homme et droits de l'enfant*, D. 1988, chron. pp. 137 et s.; E. S. de la Marinière, *Exercice en commun de l'autorité parentale sur les enfants dont les parents sont divorcés ou célibataires*, *Gaz. Pal.* 1987, 2, pp. 638 et s.; L. Morancenis-Demeester, *Vers l'égalité parentale*, D. 1988, chron. pp. 6 et s.; M. F. Nicolas-Maguin, *Pouvoirs du juge et volonté des parents dans l'exercice en commun de l'autorité parentale prévu par la loi du 22 juillet 1987*, D. 1988, chron. pp. 307 et s.; G. Raymond, *De la réalité de l'absence du couple conjugal à la fiction de l'unité du couple parental*, *JCP* 1987, I, 3299.; J. Rubellin-Devichi, *Autorité parentale*, *RTD* cit. 1987, pp. 730 et s.; *Du divorce et des enfants*, *RTD* cit. 1987, p. 301.; *Droit de visite*, *RTD* cit. 1988, pp. 319 et s.; *Divorces*, *RTD* cit. 1989, pp. 41 et s.; F. Zénati, *Autorité parentale*, *RTD* cit. 1987, pp. 805 et s.等参照。邦語文献としては滝沢律代「立法紹介」『親権の共同行使——親権の行使に関する一九八七年七月二二日の法律第五七〇号』日仏法字一六号（一九八九年）一〇八一—一〇九頁に、同法の簡潔な紹介がある。また、拙稿「フランス親権法の改正——離婚後の親権共同行使の法認——」『法学政治学論究第六号』（一九九〇年）三〇九頁以下参照。
- (37) H. Fulchiron, *Autorité parentale et parents démunis*, éd. CNRS, 1985, n°114, p. 117. 参照。
- (38) 「共同の申述」は、非常に限られた成果しか得られなかった。F. Vauville, *Premier regard judiciaire sur la loi* 《Malhu-

ret》, D. 1989, chron., p. 123. 参照。また、申述がなされても、後見裁判官の裁量により共同行使を認めない場合もあつたため、一九九〇年六月二六日の破毀院判決(Cass. civ. 1<sup>re</sup>, 26 juin 1990 : JCP 1991, II, 21688)は、共同行使について両親双方が一致する限り、後見裁判官は申述を登録する責任を負つた。

(39) 一九九三年法に関する論文等のうち、自然子について言及するものとして、C. Bouleuz, *Les relations parents-enfants dans la loi du 8 janvier 1993 : l'autorité parentale*, Gaz. Pal. 16, 17 juin 1993, doct. pp. 2 et s.; F. Granet, *L'établissement judiciaire de la filiation depuis la loi n° 93-22 du janvier 1993*, D. 1994, chron., pp. 21 et s.; J.-C. Kross, *De «l'homme orchestre» au «virtuose» ou les impressions subjectives de lecture de la loi n° 93-22 du janvier 1993*, Gaz. Pal. 22-23 sept., 1993, doct. pp. 2 et s.; J. Massip, *Les modifications apportées au droit de la famille par la loi du 8 janvier 1993*, Gaz. Pal. 19-21 sept., 1993, doct. pp. 2 et s.; M. Renard, *Quelques réflexions d'un juriste de la France profonde sur les droits des enfants*, Gaz. Pal. 29-31 mai, 1994, pp. 2 et s.; Rubellin-Devichi, note préc. : JCP 1993, I, 3659.

(40) 一九九三年法は養親子関係の改正を行ったが、一九九四年七月二五日の法律第六二一九号は、完全養子縁組における遺棄の宣言(第三五〇条)について重ねて改正を行った。D. 1994, II, p. 384.

(41) フランスは、一九九〇年八月に本条約を批准した。ついで閣下は、G. Raymond, *La Convention des Nations Unies sur les droits de l'enfant et le droit français de l'enfance*, JCP. 1990, I, 3451; Y. Benhamou, *Vers une autre défense de l'enfant en justice?*, Gaz. Pal. 1990, 2, pp. 417 et s.; J. Rubellin-Devichi, *France : The Child First and Foremost and Other Family Law Developments*, Annual Survey of Family Law 1990, 29 J. F. L. 1990-1991, 359ff.; J.-M. Bret, *La convention des Nations Unies sur les droits de l'enfant*, Gaz. Pal. 8-10 déc. 1991, doct. pp. 2 et s.; J. Bonnard, *La garde du mineur et son sentiment personnel*, RTD civ. 1991, pp. 48 et s. 等参照。丸山茂「フランスにおける『子どもの権利条約』(一)」神奈川法学二七巻一・三号(一九九二年)二三頁以下は、フランスにおける同条約の導入、及び同条約についての識者の意見について言及する。本条約を子の平等権の観点から検討するものとして、水野紀子「子どもの平等権——非嫡出子問題を中心に——」家族〈社会と法〉一〇号(一九九四年)一五五頁以下。

(42) 旧第三二四条は、「書証の端初は、家族の証書、家族の帳簿及び書類、並びに争いに関与し、又は生きていればそれに利害〔関係〕を有するであらう当事者から生じた他のすべての公的又は私的な文書から生じる。」と規定していた。

(43) Nicolet, *op. cit.*, p. 117.

(44) Granet, *chron. cit.*, p. 25.

- (45) 第三三四条の九、三三四条の一〇、三三八条の場合は除く。
- (46) Cornu, *op. cit.*, n°271, p. 363.
- (47) 一九九三年法における親権行使については、拙稿「一九九三年一月八日の法律第三二号によるフランス家族法の改正」法学政治学論究二〇号（一九九四年）六頁以下参照。
- (48) Circulaire du 3 mars 1993 relative à l'état civil, à la famille et aux droits de l'enfant, note M. Vauzelle : *JO* 24 mars 1993 : *JCP* 1993, III, 66093 ; *Gaz. Pal.* 19-21 sept. 1993, doct. pp. 27 et s.
- (49) Loi n°94-653 du 29 juillet relative au respect du corps humain : *JO* du 30 juillet 1994, p. 11056 ; *JCP* 1994, III, 66973.
- (50) Loi n°94-630 du 25 juillet 1994 modifiant le Livre II bis du Code de la santé publique relatif à la protection des personnes qui se prêtent à des recherches biomédicales : *JO* du 26 juillet 1994, p. 10747.
- (51) Loi n°94-654 du 29 juillet 1994 relative au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale à la procréation et au diagnostic prénatal : *JO* du 30 juillet 1994, p. 11060 ; *JCP* 1994, III, 66974.
- (52) G. Raymond, *L'assistance médicale à la procréation (après la promulgation des «lois bioéthiques»)*, *JCP* 1994, I, 3796.
- (53) Nicoleau, *op. cit.*, p. 117.
- (54) Nicoleau, *op. cit.*, p. 132.
- (55) 田中通裕「フランスにおける自然親子関係成立に関する一考察」法と政治二八巻三・四号（一九七八年）一六五頁以下は、ナポレオン法典制定以降一九七二年法の改革までの自然親子関係成立の原則の変遷を概観している。
- (56) 神田前掲論文三八頁参照。
- (57) R. Nerson, *La situation juridique des enfants nés hors mariage*, *RTD civ.*, 1975, n°9.
- (58) 稲本前掲書七〇頁参照。
- (59) 田中前掲論文一七四頁。
- (60) 水野紀子「論説」フランスにおける親子関係の決定と民事身分の保護」民商法雑誌（一九九一年）九頁。
- (61) Malaurie et Aynès, *op. cit.*, n°490, p. 275.
- (62) Malaurie et Aynès, *op. cit.*, n°616, p. 360.

- (63) 共同行使は、両親が子に対する責任を引き受ける断固とした意思を表明する場合には、半自動の原則となった。H. Futch-iron, *Une nouvelle réforme de la l'autorité parentale*, D. 1993, chron. p. 119, 参照。
- (64) 一九九三年六月二日の破毀院第一民事部判決は、当事者たる国が負う義務しか設けていない「子どもの権利に関する条約」は国内法に直接に適用されず、同条約の規定は、法廷では援用できないとした。Cass. civ. 1<sup>re</sup>, 2 juin 1993: D. 1993, IR p. 158.
- (65) Massip, obs. préc., n°24, p. 10.
- (66) Nicoleau, *op. cit.*, p. 116.
- (67) Granet, *chron. cit.*, p. 24.
- (68) Massip, obs. préc., n°28, p. 12.
- (69) Note J. Hauser, *RTD civ.*, 1994, pp. 842 et s. 参照。
- (70) 一九八四年一〇月九日に破毀院が判決を下した事例においては、父子の血液型の相関関係による鑑定の結果が、九九・九九九九五四〇九九・九九九九九九%の間で、父子関係の可能性を設定した。Cass. civ. 1<sup>re</sup>, 9 oct. 1984, Bull. civ. 1, n° 250, p. 213; *Gaz. Pal.* 1985, II, p. 593, note J. Massip.
- (71) Granet, *chron. cit.*, p. 21..

なお、条文の訳に関しては、「フランス民法典——家族・相続関係——」（法務大臣官房司法法制調査部編一九七七年）を参考にした。